

(介護予防) 短期入所生活介護施設  
安濃聖母の家

重要事項説明書

社会福祉法人 聖フランシスコ会

# 目 次

- 1 事業者
- 2 事業者の概要
- 3 居室の概要
- 4 職員の配置状況
- 5 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 6 事故発生時の対応について
- 7 ICT 機器等の使用について
- 8 苦情の受付について

## 1. 事業者

法 人 名	社会福祉法人 聖フランシスコ会
所 在 地	津市安濃町妙法寺892番地
代 表 者 氏 名	理事長 秋元 真樹
電 話 番 号	TEL : 059-268-2000 FAX : 059-268-2765
設 立 年 月 日	昭和 56 年 9 月 17 日

## 2. 事業所の概要（介護予防含む）

(1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成 24 年 4 月 1 日

三重県指定 2470503943 号

※当事業所は特別養護老人ホーム安濃聖母の家に併設されています。

(2) 事業所の目的

(介護予防) 指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に日常生活を営るために必要な居室及び共用事業所等をご利用いただき、(介護予防) 短期入所生活介護サービスを提供します。

この事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるため、日常の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(3) 事業所の名称 (介護予防) 短期入所生活介護施設 安濃聖母の家

(4) 事業所の所在地 三重県津市安濃町今徳 81 番 2

(5) 電話番号 TEL : 059-267-0281 FAX : 059-267-0283

(6) 事業所長（管理者） 佐々木隆之

(7) 当事業所の運営方針 利用者が自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることに努めていく。

(8) 開設年月日 平成 24 年 4 月 1 日

(9) 営業日及び営業時間

営業日 365 日

営業時間 隨時

(10) 利用定員 10 人

## 3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当法人では以下の居室・設備をご用意しています。但し、全室個室でありますが、利用者の心身の状況や、居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	部屋数	備考
2階個室	40室	全室；洗面、トイレ、冷暖房
3階個室	20室	全室；洗面、トイレ、冷暖房
合計	60室	(ショート10室含む)
共同生活室、食堂		ユニット毎に設置しております。
機能訓練室(1階)	1室	デイサービスと共に用になります。
浴室		ユニット毎に設置しております。
医務室	1室	

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して（介護予防）指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

##### (主な職員の配置状況)

職員配置については、特別養護老人ホーム安濃聖母の家 50人を含めた利用者数 60人で配置しております。

職種	職員配置
施設長(管理者)	1名
介護支援専門員	1名
生活相談員	1名
機能訓練指導員	1名
管理栄養士	1名
看護職員	4名
介護職員	27名
医師(非常勤)	1名
その他（事務職員、用務員）	若干名

※指定基準に準拠し、常勤換算にて表示いたしております。

##### (主な職種の常勤体制)（特別養護老人ホーム安濃聖母の家と併用）

職種	勤務体制	
医師	毎週 月・木・金曜日 14:30~15:30	
介護職員	夜勤 (3名)	17:30~ 9:00
	早勤	7:00~16:00
看護職員 (夜勤なし)	日勤	8:30~17:30
	遅勤	10:00~19:00
上記以外の職員	日勤	8:30~17:30

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

### (1) 介護保険の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費・食費を除き介護保険負担割合に応じて介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

#### ①居室の提供

- ・利用者が快適に過ごしていただけるように、居室を提供します。

#### ②食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため、離床に食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）	朝食	7時30分～8時30分
	昼食	12時00分～13時00分
	夕食	18時00分～19時00分

#### ③入浴

- ・入浴は週2回以上行います。
- ・入浴ができない場合は清拭を行います。
- ・入浴に介助を要する利用者は、機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ④排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な身体機能の維持・回復、又は減退を防止するための訓練を実施します。

#### ⑥健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

#### ⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容が行われるよう援助します。

※（1日あたりのサービスの利用料金）契約書第8条参照

別添の料金表参照。

### (2) 介護保険の対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

＜サービスの概要と利用料金＞

#### ① 理容（理容サービス）；理容師の出張日に限ります。

- ・月2回、理容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。
- ・利用料金； 1回あたり 1,500円

#### ②送迎費

- ・利用者の受診及び個人的な外出等は原則ご家族にて送迎して頂きますが、ご希望により施設にて送迎させて頂きます。
- ・送迎範囲としては、津市内と致しますが、市外については協議とさせて頂きます。
- ・利用料金 ； 1回当たり 500 円

③介護費（個別希望の場合）

- ・利用者の受診及び個人的な外出等の付添いは、原則ご家族にて対応して頂きますが、ご家族にて対応出来ない場合は、ご希望により施設にて対応させて頂きます。
- ・利用料金 ； 1回当たり 1,000 円

④レクレーション・クラブ活動

- ・利用者の希望によりレクレーションやクラブ活動に参加していただきることができます。
- ・利用料金 ； 材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

- ・利用料金 ； 1枚につき 10 円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただきます。

⑦電気代

- ・対象となる電化製品；テレビ、電気毛布、その他消費電力が高い物
- ・利用料金 ； 1日あたり 1点につき 30 円

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

- ・前記（1）、（2）の利用料金は1ヶ月ごとに請求し、翌月27日までに、指定の口座より引き落とし致します。

但し、引き落とし手続きが完了するまでの間は、振り込み又は現金にてお支払い頂きます。

※口座引き落としの手数料は施設の負担とします。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- ①利用予定期間の前に、利用者及び家族等関係者の都合により、（介護予防）短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加す

ることができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者及び家族等関係者に提示して協議します。

③利用者がサービスを利用されている期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 6. 事故発生時の対応について

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 7. ICT 機器等の使用について

当施設では利用者の状態に応じた介護を提供できるように睡眠状態や心拍数・呼吸数を確認できる見守り機器や状態を映像で確認できる見守りカメラを居室に設置しております。これらの機器を以下の目的で利用いたします。

- (1) 利用者の生活習慣や状態に合わせたケア・見守り
- (2) 利用者に適したケアプランの検討・サービスの提供及びその効果の検証
- (3) 利用者の体調変化への気づき
- (4) その他、利用者への介護サービス提供全般なお、利用者様への介護サービスの提供に当たり、これらの情報をご家族やケアマネジャー、提携先の医療機関に提供することができます。

## 8. 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付します。

・苦情受付窓口

担当 介護支援専門員、生活相談員

受付時間 8：30～17：30

・苦情解決責任者

担当 施設長

受付時間 8：30～17：30

・電話による受付時間 8：30～17：30

TEL：059（267）0281

FAX：059（267）0283

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

国民健康保険団体 連合会	所在地：津市桜橋 2 丁目 96 番地 三重県自治会館内 電話番号：059（222）4165
三重県福祉サービス運営適正委員会	所在地：津市桜橋 2 丁目 131 番地 三重県社会福祉協議会内 電話番号：059（224）8111
津市健康福祉部 介護保険課	所在地：津市西丸之内 23 番 1 号 電話番号：059（229）3149

※他市町については別紙一覧参照

(介護予防) 指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(説明者) (介護予防) 短期入所生活介護施設 安濃聖母の家

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、(介護予防) 指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

(利用者)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(身元保証人)

住所 〒 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印